

知らなかったでは済まされない第3弾

働き方改革対応個別相談会

快適な職場づくりのために！！

2022年4月から
パワーハラスメント防止措置が
事業主の義務となりました！

① 「働き方改革関連法」とは

残業時間の上限規制、勤務間インターバル制度、年間5日の有給休暇の義務化、労働時間の状況の客観的把握の義務化、月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ等の法改正です。

② 「働き方改革関連法」の取組み方について

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準等の取組みが必要となります。

開催情報

- 日 時：令和4年12月15日（木）
10：00～16：00
- 場 所：岩見沢商工会議所（1西1）
- 相談員：社会保険労務士

事前予約制

相談無料！

■働き方改革への対応ポイント

- ・パワーハラスメント防止措置
- ・同一労働同一賃金
- ・時間外労働上限規制
- ・年次有給休暇取得 など

■その他の労務相談

- ・労務関連の助成金
- ・就業規則の整備
- ・勤務時間インターバル制度の導入
- ・36協定について など

= お問い合わせ先 =

岩見沢商工会議所
（1条西1丁目）
TEL：0126-22-3445
FAX：0126-22-3441

主催：岩見沢商工会議所／岩見沢地方中小企業相談所
共催：北海道商工会議所連合会
（公社）岩見沢地方法人会
協力：北海道働き方改革推進支援センター

個別相談会申込書

FAX0126-22-3441

事業所名	業種	
参加者 氏名	（役職・氏名） TEL	
希望時間	<input type="checkbox"/> 10：00～11：00 <input type="checkbox"/> 11：00～12：00 <input type="checkbox"/> 13：00～14：00 <input type="checkbox"/> 14：00～15：00 <input type="checkbox"/> 15：00～16：00	

お申しいただいた皆様の情報は、当所の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。